

令和 6 年度第 1 回佐倉市景観審議会 議事録

日 時	令和 6 年 8 月 5 日（月）午前 1 0 時～午前 1 2 時
場 所	佐倉市役所 議会棟 1 階 全員協議会室（オンライン併用）
出席者	木下 剛会長、中島 伸副会長（オンライン参加）、永村 景子委員、田邊 学委員（オンライン参加）、内田 儀久委員、金子 恭子委員、小川 勝寛委員、森田 敬介委員、小沢 修委員、内田 理彦委員
事務局	都市部長 小菅 慶太、都市計画課長 菊間 明美、橋本 和喜主査、野澤 芽与主査補、塩田 峻馬主事、小林 美華主事
議事	1. 「さくらの景観まちづくり賞」について 2. デジタルサイネージの審査基準について 3. その他（わたしが見つけた佐倉の景観の今後について）
配布資料	資料 1—0 1 令和 6 年度まちづくり賞の流れ 資料 1—0 2 意見記入シート 活動部門 資料 1—0 2 意見記入シート 建築部門 資料 1—0 3 令和 6 年度募集チラシ（案） 資料 1—0 4 さくらの景観まちづくり賞表彰要綱 資料 2 デジタルサイネージガイドライン（案） 資料 3 「わたしが見つけた佐倉の景観」の今後について
傍聴人	0 人

【議事録】

木下会長	内 容
事務局	【議事説明】 「さくらの景観まちづくり賞」について
木下会長	ご説明ありがとうございました。 それではただいまの景観まちづくり賞のご説明につきまして、皆様からのご提案、ご意見をいただけたらと思います。 よろしくお願いいたします。 参考までに、過去の応募件数と表彰件数はわかりますでしょうか。 ほとんど同じだとは思いますが。
事務局	第1回となる平成25年度には、8件応募がございました。 その後平成30年度と令和2年度にも行い、どちらも4件、前回の令和4年度に関しては7件の応募がございました。
木下会長	今のこの応募者数について、事務局としてはどのようにお考えでしょうか。 かなり集めるのに苦労されているという状況だと思っております。 事務局として、件数をもう少し増やしたいのか、今くらいでよいのか、ご意見があればお願いいたします。
事務局	平成30年度と令和2年度では4件しか応募が集まりませんでした。令和4年度にSNS等の周知活動を活発に行うことで、応募件数を7件まで増やすことができましたので、今年度に関しても、前年度程度の応募はあるように、周知活動に取り組んでいければと思っております。
木下会長	小沢委員、お願いします。
小沢委員	前回もお聞きしたと思うのですがけれども、他薦の場合の同意が多分ネックで、前回も建築物部門は2件しか出てこなかったんですね。 ですから、今回も他薦が出てきづらいのではないかと思います。その辺りは何か検討されたのでしょうか。
木下会長	はい、事務局よろしくお願いいたします。
事務局	はい。前回も、他薦にあたって同意が必要になるというところ、ご意見をい

	ただいておりますが、前回に関しましては、周知活動を行うことによって、ある程度件数を確保できたというところだったので、他薦については引き続き、応募時点で同意を求めるという形にしておりました。 基本的には前回と同じような形で進めようと考えておりましたが、他薦の際の同意を事後に求めるという形でもよいのではないかとこのところについては、検討したいと思います。
木下会長	小沢委員いかがでしょうか。
小沢委員	応募を増やすためには、やはり他薦がないとなかなか難しいと思います。 前回も件数は増えましたが、活動部門ですね。 それが佐倉市の特徴で、景観に関しては活動部門を前面に出すというのならそれはそれでよいのかもしれないですが、もし建築関係を増やすのであればもう少し柔軟な対応が必要だと思います。
木下会長	これは、他薦にあたって応募者が自分で同意書を取りつけるのが難しい場合に、事務局に同意のお願いをすると比較的応募しやすくなると思いますが、それでは事務局が大変になるというような議論をしたような記憶があるのですけれども、確かそういうことでしたかね。 同意書はできるだけ応募者自身で取りつけていただくという形で同意書添付が義務になっていますけれども、そういう経緯でしたでしょうか。
事務局	そのような経緯であったと記憶しております。
小沢委員	建物の外観が個人情報にあたるかどうかというのがそもそもにあったと思うんですね。 ですから、佐倉市の条例上外観が個人情報に当たるのかどうか、当たらなければよいと思います。 完全に当たるのであれば、それはもう仕方がないのですけれど、あまり聞いたことがないですね。
木下会長	はい、森田委員お願いします。
森田委員	今の議論について、他薦がそんなにたくさんあるとも思えないので、受けたものについて行政から「こういう推薦があるのですけれどいかがですか」と聞くのはそんなに負担なことでしょうか。

木下会長	いかがでしょうか。 個人が同意をお願いするよりも、行政からこういう推薦があったので、という方が受けやすいかなという気もいたしますが。
事務局	何十件もの推薦に対して、事務局が全てコンタクトを取っていくことは困難であると感じておりますが、他薦の際には応募時に同意をいただくことを前提とし、なかなかその点について厳しいということであれば、事務局に相談をしていただくといった体制で、柔軟に対応させていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。
木下会長	ありがとうございます。 いかがでしょうか。 はい、森田委員お願いします。
森田委員	はい。何十件も応募が来るという想定が全くないわけでもないので、自分としては何かそういう表記があればよいと思いました。
木下会長	はい。他にいかがでしょうか。 意見記入シートも配布資料としてございますけれども、こちらも特によろしいでしょうか。 なさそうですかね。 あとはスケジュールに関して、例年年末年始にバタバタしているような気がしておりますが、事務作業も大変だと思うのですけれども、この辺り何か無理はなかったでしょうかね。 意見記入が非常に慌ただしいスケジュールだったような記憶がございますが。
事務局	前は、第1回の審議会が10月頃に行われたため、それに伴って講評のスケジュールが押してしまったというところがありましたので、今年度は前回から予定を早めております。
木下会長	はい、わかりました。 よろしいでしょうか。 他になければ次の議題に進みたいと思いますが。 はい、永村委員お願いします。

永村委員	先程の話に戻ってしまって申し訳ないのですが、要綱の建築物部門の方で、もし加えられたら加えていただきたいのですが、いつも景観アドバイザー協議の案件で住宅やお店の協議をするときに、建築物についてはしっかり考えていただけているのですけれども、外構の部分はまだです、庭についてはどうなるかわからないです、というようなことが結構あるので、今チラシでは工作物のところに「植栽」という記載はあるのですけれども、そういった外構ですね、庭や駐車場も対象に入るというのがもう少し一般の方にもわかりやすく伝わるように募集がかかると、そういったものも景観には大事なのだなという意識づけになると思いましたので、要綱との絡みもあるかもしれないのですけれども、可能であればご検討いただければと思います。
木下会長	大事なお指摘ありがとうございます。 応募写真を見ても、画面いっぱい建築物だけが写っているというものもあったような記憶がありますけれども、景観ですので、町の中での建築物の見え方といったことが外構部分も含めて非常に大事だと思います。 その辺りは、永村委員からお指摘がありましたように要綱の修正、加筆が必要なのか、或いはチラシや応募用紙のようなところで対応が可能なのか、いかがでしょうか。
事務局	そうですね。 全体を見た中での景観というところも重要な側面でございますので、要綱改正が必要となるのか、または募集の際にその旨を明記した上で応募いただくことになるか、今一度確認をさせていただきまして、必要であれば、要綱改正も考えております。
木下会長	永村委員、もし要綱を修正するならばどの辺りになりますかね。
永村委員	内容を見てみると、要綱の修正まではなくて大丈夫なのかなと思います。 先程木下会長もおっしゃられた通り、例えば募集の写真等で意識づけてもよいかもしれません。
木下会長	いずれにしろ今の点は重要だと思いますので、何らかのご対応をいただければと思います。 この件に関して、他の委員から何かございますでしょうか。 はい、お願いします。

内田理彦委員	要綱の第3条第1項第1号にある「物件」という表現を、「構造物」という三文字に直すだけでよいのではないですかね。
木下会長	はい、いかがでしょうか。 「構造物」という言葉は、庭園といった周りの造作も含めた表現として使われているということですね。
事務局	チラシの方で、建築物部門のところに注意書きで「公共空間から見えるものが対象」と記載しております。 景観ですので、道路や公共空間から見える部分を対象にしており、あまり庭の中に入っただけの景観を、という感じではないというところを押さえておいていただきたいと思います。 もちろん、中に入って造作が綺麗だというのはわかるのですが、あくまで公共空間から見てどういう景観なのかというところを主に選んでいければと思っています。
木下会長	私の言い方がよくなかったのですが、庭園を含めろということではなくて、公共空間からは建物だけが見えるわけではないということですね。 永村委員のおっしゃられたことは、そのようなニュアンスであったと思います。
事務局	ですから、外構に関する表記はよいと思うのですが、庭園のようなものがあまりにも応募されては困るかな、いうところです。
木下会長	はい、他にいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。 では、また何かお気づきの点があれば後程でも結構ですので、いただければと思います。 それでは、景観まちづくり賞につきましては、事務局提案のものに加えて、今日のご意見を踏まえてご検討いただくという形で進めるということでよろしいでしょうか。 はい、それではそのようにさせていただきたいと思います。 事務局は今日出た意見への対応をよろしくお願いいたします。 では、続きまして次第の2番、デジタルサイネージの審査基準について事務局より説明をお願いいたします。

事務局	【議事説明】 デジタルサイネージの審査基準について
木下会長	はい、ありがとうございました。 それでは、ただいまのデジタルサイネージガイドラインの説明につきまして、ご意見、ご質問をよろしくお願いいたします。 はい、内田理彦委員、お願いいたします。
内田理彦委員	ガイドラインはこの文章で公表されるのですよね。 そうすると、内容に入る前に文面的に少し気になるところが2点あるのですが、まず1点目に、1番目の「佐倉市デジタルサイネージガイドラインについて」というところの2行目、「千葉県屋外広告物条例と本ガイドライン」というところで、県の条例を出しておりますが、それが景観関係の文章の中では突出するかなという気がします。 2点目は4番目の「対象地域」のところなのですけれども、一行目までの内容はその通りなののですけれども、次の行ではいきなり対象区域を定めているんですね。 最初の行から対象地域を定めるという結論まで飛躍しているので、もう少し説明がないとわかりづらいと思います。 そもそもガイドラインに地域を限定するところまで書く必要があるのかというところも疑問です。 1番目と4番目についてそれぞれ1点ずつご質問いたします。
木下会長	はい、ありがとうございます。 いかがでしょうか。
事務局	まず1番目の千葉県屋外広告物条例がいきなり出てくるところですが、現在佐倉市では屋外広告物許可事務を千葉県屋外広告物条例の下に運用しておりますので、県条例に反することなく、このガイドラインで佐倉市の思いを事業者等に示すという目的で書かせていただいております。 ただ確かに、景観に関する話の中で突然屋外広告物の話が出てくるというのは、少しわかりづらいかもしれませんので、屋外広告物に関しての説明なども加えたいと考えております。 続きまして4番目の対象地域なののですけれども、志津、臼井、佐倉等の駅がある中、突然ユーカリが丘駅周辺のみに限定しているというところがあるので

	すが、他の駅に関しては、駅のすぐ周辺に住宅が広がっていることから、住環境への影響を鑑みて、ユーカリが丘駅周辺の商業地域を推奨するという記載をいたしました。 ただこのガイドラインはたたきの段階ですので、市民は駅前のパチンコ店等で強い光には慣れているのだからユーカリが丘以外の駅周辺でもそこまで気にならない等、ご意見がございましたら参考にさせていただきたいと思っております。
内田理彦委員	1 番目についてなのですけれども、屋外広告物条例を引き合いに出すのは、内容的には合っていると思うのですけれども、本来は景観法の流れの中で話をすべきかなということと言いたかったんですね。 ところが県の景観条例でも市の景観条例でも、広告物に対する記述がありません。 なぜか表彰にだけは広告物という言葉があるのですが、広告物の規制対象等は明記されていないので、仕方がないからこの千葉県屋外広告物条例を出したのだらうと考えております。 本来であればこのガイドラインの根拠は景観法から持ってくるべきだと思うので、千葉県屋外広告物条例の前に一言、「景観法及び」という言葉を入れればよいのではないかと思います。 景観法でも広告物については謳われていますし、屋外広告物法とも連結していますので、はっきり「景観法及び」と入れるだけでそれを全て包括できるはずですから、ご検討いただいた方がよいのではないかと思います。 何といたっても佐倉市は景観行政団体ですから、屋外広告物条例を出す前にそちらを前面に出した方が、訴える力はあるのではないかと思います。
木下会長	はい、ありがとうございます。 内田理彦委員、2 点目の対象地域の方は今のようなご意見が何かございますでしょうか。
内田理彦委員	何もガイドラインなので、地域を指定する、さらにはかなり細かい駅前周辺だけということに限定する必要は基本的にはないのではないかと思います。 もっと細かくするのであればよいですけれども、これは逆に必要ないのではないかなというくらいには思っています。 ご検討いただければと思います。
木下会長	この点は非常に重要かと思いますが、他の委員いかがでしょうか。

田邊委員	はい、田邊委員よろしく願いいたします。 大きく 3 点あります。 今ちょうど議論になっていた場所についてなのですが、そもそも何のためにこのガイドラインを策定するかということなのですが、想定していなかった地域に突然デジタルサイネージの計画が来るような場合に、そういう案件に対して妥当な協議ができるようにということなので、場所を限定してしまうと、その場所だけのガイドラインのようにも見えてしまうので、むしろ場所限定しておかない方が、ガイドラインの活用性というのは増すのではないかと思います。 ここにあったら困るという場所に計画が出てきたときに、いかに景観への調和を求めるかという意味でのガイドラインなので、場所の限定というのはしない方がよいのかなと思います。 それからガイドライン全体の書きぶりについてなのですが、これは条例に基づくものではないので、全体的にお願いするというようなトーンで書かれており、それはやむを得ないことと思います。 ただそれぞれの項目を見ると、言い切りの表現と、弱めの「望ましい」という書き方をしているものがあって、弱めな部分についてはあまり強く言われていないなという読み方もできてしまうので、前文のところに「これはガイドラインなので、望ましいデジタルサイネージのあり方を示していますものです」ということをしっかり書いて、各項目については言い切りでよいのではないのでしょうか。 「原則として音声は出さない」等、言い切りのかたちにしておいた方が、ニュアンスとしては正しく伝わると思いますし、そもそもガイドラインであるということを位置付けておけば、これに強制性はないということが理解していただけるのではないかなと思います。 最後の 1 点はガイドラインの構成なのですが、これをご覧になる方は、多くの場合屋外広告物の業者さんになると思います。 ですから、ご覧になる方々の視点に立つと、屋外広告物法や条例における規制の体系に上手く合った表現になっていた方がよいと思います。 屋外広告物法や屋外広告物条例というのは、場所に応じた量の制限が基本になっています。 ですからガイドラインの書き方としては、まず場所があって、次に大きさがあって、さらに次にはデジタルサイネージの特性として点灯時間というものがある、その上で表示内容に言及する、というような書き方にしないと、明るさや表示内容を検討しても、そもそも場所や大きさが駄目だとなれば後戻りに
-------------	---

	なってしまう。 場所、大きさ、時間、表示内容、その表示内容の中に明るさですとかパターンですとか動き、音声が入ってくるという構成がよいかと思ひますし、場所の中には高さもありますし、交通安全に支障をきたすような場所は避けるというような書き方もできると思ひます。 そういう構成にされた方が、協議もしやすいですし、相手方もガイドラインを見て理解がしやすくなるのではないかというふうに思ひます。
木下会長	はい、ありがとうございます。 事務局は今の田邊委員のご意見について何かあればお願いします。
事務局	大変参考になるご意見をありがとうございます。 特に書き方ですとか、最初に望ましい形というような書き方は目からうろこでしたので、採用させていただき、より業者さんが見てわかりやすいものになつたいと思ひます。 ありがとうございます。
木下会長	はい、森田委員よろしくお願ひします。
森田委員	今の田邊委員のお話について、後半部分はそのとおりかなと思ひました。 ただ対象地域の部分をなくしてしまうと、明るさや時間について具体的な数字が書かれているなかで、住宅街もその数値であればよいのか、ということになつてしまいますので、対象地域をなくした上でこの文言だと少しまずいのではないと思ひます。 対象地域の記載をなくすのなら、具体的な数値は示さず協議の中で内容を決めるようにした方がよいですし、田邊委員がおっしゃったように、基本的には場所があつて、内容の向き不向きということだと思うので、内容の部分を細分化するのでしたら、対象場所が最初に細かく決まっているというのが大前提かなというふうに思ひます。 それから、屋外広告物条例のほかに景観法を、というお話なのですが、景観法はアバウトすぎて国交省でも問題が出ているところがありますので、やはり市が参照するのは市の景観条例かなと思うのですが、佐倉市の景観条例は広告規制に関する条項がなく、もちろんデジタルサイネージについても語られていないわけですから、屋外広告物条例をメインに出さざるを得ない内容かなと思ひます。 景観法という括りになると、少し話が大き過ぎて、その中で縛っている内容

	はあまりありませんので、やはり広告物条例のことは書かざるを得ないかなというふうに私としては思います。
木下会長	はい、ありがとうございました。 それでは最初に内田理彦委員、今の森田委員からのご意見についてどのように思われるか、お考えをいただければと思います。
内田理彦委員	おっしゃるとおりだとは思いますが。 県の広告物条例を出さざるを得ない、これはどうしようもないことだと思います。 ただ景観法にはきっちりと「広告物」という言葉が入っていますので、それを冠に乗せて文章をつなげた方が本来の趣旨と合うという程度のことで、広告物条例の記載をなくせと言っているわけではありませんから、内容的に森田委員のおっしゃることは理解できます。
木下会長	ありがとうございます。 それから２点目の対象地域の話に関しては、私の理解ですと田邊委員がおっしゃった「場所」というのは地域ではなくて、例えば屋外広告物があると交通上の障害になる等、そういうもっと小さな話ですかね。 ただそれにしても、駅前と田園地帯ではその大きさや時間、表示内容の条件が確かに変わってくるような気もするのですが。 今の森田委員のご意見について田邊委員から何かご意見いただけると幸いですけれども、いかがでしょうか。
田邊委員	場所に応じた制限、誘導のレベルというのが確かにあると思いますので、森田委員の意見には私も同意します。 ただ、不意に本来つけてもらいたくない場所での相談があった場合に、このガイドラインをまさに使うと思いますので、そういう趣旨で申し上げました。 また、望ましい場所を示すのであれば、商業地域と近隣商業地域というような限定の仕方はむしろよいのかなというふうに思いますし、さらにガイドラインを地域別に細かくしようとするのであれば、それも可能だと思うんですよね。 例えば商業地では夜間 1000cd/m²を上限としていますけれども、それ以外の住宅地では 200～300 程度に抑えるですとか、そういうことも可能だと思います。 ただ、今は大きな枠組みとしての第１弾ガイドラインということですし、デ

	デジタルサイネージというのは技術的にどんどん進歩していて、今先行しているさいたま市や大阪市といった自治体でも 1、2 年でどんどんガイドラインの内容を書き換えて時代に即したものになるようにしているところなので、まずは大きな枠組みを作るということでよろしいのかなというふうに思います。
木下会長	はい、ありがとうございます。 森田委員よろしいでしょうか。
森田委員	はい。全くそれでよろしいかと思います。
木下会長	はい。それでは中島委員、よろしくお願いします。
中島委員	今議論しているところは私も同意しますけれども、対象地域のところは、商業地であったり近隣商業地であったり何か具体的な特定のエリアを示すというよりは、こうした用途の市街地についてはこう考えていく、ということを示すのがまず一つあるなと思っています。 その意味で、この対象地域の一行目のところに書かれている影響への懸念というポイントが原則として示されているというのは意味があると思うんですね。 その中で、駅の近くまで住宅が広がっているから、サイネージが生活に影響があるというところは、住環境に対する配慮が必要だということを言っていると思うのですが、やはり併せて田園景観への影響も非常に大きくなるかと思っています。 特に田園部は市街部と違って、照明が少ないところなので、そこに野立てでデジタルサイネージが夜間の長い時間に照射されると、インパクトが非常に大きいです。 人間やその他生態系に対する影響、また農作物に対する光の影響も十分に懸念として考えられるので、そうした田園エリアの特徴や懸念事項も、景観に配慮すべき事柄としてちゃんと示すというのはあるかなというふうに思いました。 あとは先程田邊委員からもありましたが、このガイドラインを必要に応じてクイックに書き換えていくということは非常に重要なポイントだと思いますので、それについての但し書きを入れておいた方がよいかなと思います。 内容はどんどん変わっていきますので、その都度確認してくださいというを入れることで、読み手側にとってそれをチェックしなくてはいけないという意識づけにもなりますし、一方で事務局としてもこれを 1 回作っておしまいに

	しないで、すぐに変えられるという体制にしているということを、行政側も共有、理解できるような形の一行を入れておくというのではないかと思います。 さらにステップアップの話で、先程から条例の話も出ておりますけれども、このデジタルサイネージガイドラインは景観計画に紐づいているものだというふうに理解しているのですが、やはり市の屋外広告物条例をこの先制定していくのかということも考えていく必要があると思います。 今は権限委任を受けて県条例を運用している形になっていますが、流山等は既に市で屋外広告物条例を持っていますし、県からも各基礎自治体の景観行政団体に屋外広告物行政を任せていくという姿勢が示されていると思いますので、この先発展的に、屋外広告物条例を佐倉市で持つということも考えてよいのではないかと思います。
木下会長	ありがとうございます。 私も事前の説明を伺ったときに、本来は要綱を定めるつもりだったけれど、要綱にはできなくてガイドラインのような位置付けにしたという話だったと思うのですが、その辺りの補足があった方がよいかなと思いましたが、いかがでしょうか。
事務局	はい。最初是要綱の作成を報告事項として挙げさせていただきましたけれども、今回このガイドラインの目的としましては、まずは佐倉市としての意思表示をしたいというところにあります。 要綱は行政の内部規定的な要素が強いので、相手への伝わりやすさを考えたときに、まずはガイドラインとして佐倉市の指針を示して、誘導し運用したいと考えているところです。 市の屋外広告物条例を佐倉市で持つというところに関しては、ガイドライン等の運用の中で、検討していければと考えております。
木下会長	ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。 はい、永村委員お願いします。
永村委員	先程から議論いただいている対象地域に関してなのですが、景観計画ガイドラインもしっかり参照した上でデジタルサイネージを設置していただきたいという意思もあると思います。 ですので、できればデジタルサイネージの対象地域と景観計画で定める地域

	を対応させた上で、ここには絶対に設置して欲しくないですとか、ここは協議を絶対にして欲しいとか、景観計画でエリアや軸というのを決めていたと思いますので、そういったものの対応づけを整理しながら、それをしっかり明示しておくことが必要かなと思いました。
木下会長	ありがとうございます。 景観計画との繋がりがもっと欲しいというご意見でした。 それがよいかなと私も思いましたが、事務局はいかがでしょうか。
事務局	はい。委員の皆様のご意見を聞いて、佐倉の市民の皆様は、ふるさと広場や歴史的な町並みを大切な景観と考える方が多いので、水辺の軸ですとか新町の景観重点区域等、デジタルサイネージを置いて欲しくない、絶対に協議をして欲しいというところは、示していきたいと考えております。 ご意見ありがとうございます。
木下会長	はい、ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。
内田理彦委員	これは先生方にお伺いしたいのですが、先程田邊委員がおっしゃられた場所における量というのがとても気になるんですね。 デジタルサイネージの申請については個別申請ですよ。 ただ、ある一定のエリアにこれ以上は駄目というのもあるのかなと。 実は昨日、中央高速を走っていたのですが、永福町の辺りは、高速道路と同じくらいの高さのビルの上にずらっとデジタルサイネージがあるんですよ。 それは佐倉では想定しづらいですが、このエリアではここまでなら許可できるという、エリアと相対の話はしてはいけないものなののでしょうか。 専門家の先生方の意見を伺いたいです。
木下会長	はい、森田委員お願いします。
森田委員	もう全く素晴らしい意見で、日本の都市計画も、街全体を考えるとなく、個人の権利ででき上がっていて、それが平等だということになるのですが、やはり充満してきたらもう駄目だという規制はあってもよいと思いますし、個人の権利というところに法律も気を使い過ぎといいますか、これでは街並みを守っていくのが難しいという感じがしますので、そこはぜひ聞きたいところだな

	と、今の内田理彦委員のお話を聞いて思ったので、追加で言わせていただきました。
木下会長	はい、ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょうか。 ある地域での量的な限度ですよ。 なかなか数値的な基準を作るというのは根拠も含めて難しいと思うのですが、何かそういう前例等ご存知でしょうか。
田邊委員	具体的な方法として考えられそうなのは、野立て広告について一部の地域で採用されていますけれども、相互間距離ですね。 相互間距離を定めて、一定以上の距離で新たな屋外広告物は設置できないという定めのある条例はあります。 ただ、地域ごとに量の上限を定めるというのは思いとしてわかるのですが、それを具体的な根拠を持って定めていくというのはなかなか難しいところがあります。 今私が思いつくのは相互間の離隔距離くらいですね。 相互間距離の規制はデジタルサイネージの場合でもかなり有効だと思います。 例えば池袋の市街地では、お互いに全く関連性のないデジタルサイネージがたくさん設置されている状態で、光や用途といった要素が相互に干渉し合っていて、それぞれの広告物の主張自体もわかりにくくなっているところがあります。 佐倉でデジタルサイネージが乱立するということは考えにくいですが、具体的な方法として相互間距離というのは考えられると思います。
木下会長	ありがとうございます。 他に何かありますでしょうか。 はい、中島委員よろしくお願いします。
中島委員	総量規制というのは、なかなか技術的に難しいところがあるかなと思います。 要は先着順という話になるので、どこかのタイミングで総量規制を行うと言った瞬間に、必要のない需要まで一気に喚起してしまっていて、上限に達してしまう前にやった方がよいですよ、というふうに働きかける事業者が出てくると思うんですよ。 それによって、デジタルサイネージ事業をやるつもりがなかった広告主や他

	の事業者までが、今掲出に踏み切らないと、自己の広告価値、不動産価値を最大限パフォーマンスするための機会損失になってしまうのではと考えるようになり、上限に達するまで、むしろデジタルサイネージを促進してしまうような結果が起り得るという側面があると思います。 あと、今回ガイドラインの策定を議題としているところの契機に、今アドバイザー協議でやりとりしているユーカリが丘の件があると思うのですが、その議論の中で、駅から住宅地が近いので、サイネージの光が直接住宅街に届かないようにするべきだということが一つポイントになっていて、それで事業者側は、この設置場所からであれば直接的に光が見えるのは向かいのホテルや商業系の用途の部分になるのである程度配慮できるはずだ、というようなやりとりがありました。 例えばこのポイントが死守できるのであれば、ユーカリが丘駅周辺で住宅街に直接光が当たらないような場所はかなり限定的になってくるので、先程の野立て看板のような感覚で、空間的な制約を先行してガイドライン化しておけば、建物の建ち方が大きく変わらない限り、おのずとある程度の総量規制ができるかなと思います。 佐倉市のガイドラインの中で、住宅街が広がっているから、そこにはサイネージの光で生活に悪影響を与えることのないようにというのを強いコンセプトとして立てられれば、設置が推奨される場所はかなり限られてくると思いますので、それをお願いベースであったとしても着実に積み上げていくことである程度総量を規制していく、そこでサイネージ設置のために壁を建てたり目隠しをしたりしないといけない状況は広告業者としては不要な手間になってくるので、その辺りでどうにかディフェンスできるとよいのかなというふうに個人的には考えています。
木下会長	はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。 今中島委員が言われたのは、かえって早いもの勝ちのようになってしまうということですね。 はい、内田理彦委員よろしく願いいたします。
内田理彦委員	サブリミナル効果というのが昔問題になりましたよね。 最近の屋外広告は画像を使いますので、サブリミナル効果というのも懸念として考えられるのではないかなと思うのですが、どこの屋外広告物条例等を見てもこれに関しての規制がないのですが、この辺りは現状どうなっているのか、規定する必要があるのかを教えてくださいたいです。

木下会長	はい、いかがでしょうか。 サブリミナル効果はあまりよくないという意味でおっしゃっているわけですね。
事務局	サブリミナル効果に関しては、昔宗教団体等でも使われていた技術ではありますが、激しい点滅の制限や、表示内容の部分で宗教的なものはやめるようにということをガイドラインに記載しておりますので、その辺りで規制できるかなと考えております。 また、動きの規制については放送協会の規定を引用しており、現在の放送業界、映像業界の中でも当たり前のように禁止しておりますので、そういったところをどのように表記したらよいかというところは改めて事務局でも検討してそのような表現を入れられればというふうには考えております。
木下会長	はい、他にいかがでしょうか。
小沢委員	千葉県屋外広告物条例に基づく流れの前段として、事前協議を位置付けていると思うのですが、協議の対象規模はどのようになっているのでしょうか。 デジタルサイネージであればすべて対象になるのか、屋外広告物条例で定める面積との関係ですね。 東京だと一つの建物で10㎡を超えると事前協議の対象になって届出を求めるといようなものもあるのですが、佐倉市の場合はどの辺りから対象にしようと考えておりますでしょうか。 当然条例に基づいているわけですから、その根拠条例の周知の必要性というのがあると思うのですが、そこがわからなかったのを教えていただきたいです。
事務局	はい。対象の種類については、液晶パネルを使った動きのあるものをデジタルサイネージとして定義し、電光掲示板や内照式、外照式の広告についてはこのガイドラインの対象としておりません。 協議対象の規模の部分については記載しておりませんでしたので、その部分は事務局で意見を揉みたいと思います。
木下会長	はい。よろしくお願いします。 他にいかがでしょうか。 では、デジタルサイネージにつきましてはここで一区切りとしたいと思いま

	す。 大変貴重なご意見がたくさん出ましたので、デジタルサイネージにつきましてご意見を踏まえて事務局の方でご対応いただければと思います。 よろしくお願いします。 それでは続きまして、次第の3番、その他につきまして事務局より説明をお願いいたします。
事務局	【議事説明】 その他（わたしが見つけた佐倉の景観の今後について）
木下会長	ご説明ありがとうございました。 この件に関しましては、景観写真やまちづくり賞をただルーティンのにやっ て終わりではなくて、結果を振り返って今後2つの展開を考えていく話があっ てよいのではないかというご意見を、従来の審議会の中でも度々いただいていた ことを受けて、事務局でご検討いただいたものになります。 誠に申し訳ないのですが、今日はまだ議事が残っておりまして、あと予定で は5分くらいしか時間がないのですけれども、何か今の提案についてご意見が あれば今日時間の許す限りでいただいて、この件は非常に大事なことで すので、もう少し時間を取って、この後各委員でご検討いただいて、ご意見等あ ればメールでいただくような形で進めさせていただいて、次回の審議会等でいた だいた意見を踏まえて議論する、そういった展開ができればと思っております。 あと5分程時間があるのですけれども、何かただいまのご提案について、こ の場合でもしご意見いただければよろしくお願いいたします。 どうぞ、内田儀久委員よろしくお願いいたします。
内田儀久委員	はい。佐倉市の写真連盟に入られている方が何人くらいいるか確認してみた ところ、12人でした。 それから昨年度、佐倉市の写真展、文化祭に参加した応募者は30人だったと いうことで、写真連盟の方を除いた一般の方は18人しか参加していなかったと いうことですね。 ですから、そもそも市内で写真を撮られる方の人口が少ないのかなという気 がしております。
木下会長	写真連盟というと、趣味でやられている方が参加されているのですかね。

内田儀久委員	連盟の概要について私はわかりませんが、市民文化祭という形で広く呼びかけたものでも 30 人しかいなかったということでした。
木下会長	いずれにしても PR が必要ということですね。 他にいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。 そうしましたら、ご意見募集の期間はどのようにしますか。
事務局	写真人口が少ないというご指摘に関しましては、スマートフォン等で撮った写真でも気軽に参加できる事業ではありますので、そういったところをもっと上手く PR できればと思っております。 メールにつきましては 9 月末ぐらいまでにいただければと考えております。
木下会長	これはまた事務局から委員にメールでご案内をいただくのがよろしいかと思いますが、よろしいでしょうか。
事務局	はい、承知いたしました。
木下会長	ありがとうございます。 他によろしいでしょうか。 それでは本日の会議は以上となります。 委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。 事務局におきましては、よりよい景観形成に向けた取り組みを引き続きお願いしたいと思います。 本日はご参加ありがとうございました。 以上をもちまして、令和 6 年度第 1 回佐倉市景観審議会を閉会とさせていただきます。